主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安江邦治外五名の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質において事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成四年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長 | 裁判官 | 藤 | 島 | | | 昭 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|
| | 裁判官 | 中 | 島 | 敏 | 次 | 郎 |
| | 裁判官 | 木 | 崎 | 良 | | 平 |
| | 裁判官 | 大 | 西 | 勝 | | 也 |